

令和4年度 全国健康保険協会青森支部 事業計画（案）

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>③ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1)健全な財政運営</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、<u>経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ</u>、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>③ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p>

新（令和4年度）

(2) サービス水準の向上

- ① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ② 手続きの利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進することとし、各種広報や健康保険委員研修会等において周知に努める。**併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。**
- ③ お客様満足度調査やお客様の声など加入者・事業主の意見等を踏まえた適格な対応に努め、お客様サービスの向上を図る。
- ④ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

- KPI: ㉞ サービススタンダードの達成状況を100%とする
① 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き医療機関・事業所及び市町村窓口にてリーフレットと一体になった申請書の設置依頼を文書や電話などで実施する。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ① 不正の疑われる申請について重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。
- ② 本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。
- ③ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、事務手順書に基づき確実に実施する。

旧（令和3年度）

(2) サービス水準の向上

- ① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ② 手続きの利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進することとし、各種広報や健康保険委員研修会等において周知に努める。
- ③ お客様満足度調査やお客様の声など加入者・事業主の意見等を踏まえた適格な対応に努め、お客様サービスの向上を図る。
- ④ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

- KPI: ア. サービススタンダードの達成状況を100%とする。
■KPI: イ. 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする。

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ① オンライン資格確認の実施状況を踏まえつつ、引き続き医療機関・事業所及び市町村窓口にてリーフレットと一体になった申請書の設置依頼を文書や電話などで実施する。また、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報を実施し利用促進を図る。
- ② 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ① 不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。また、不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。
- ② 本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。
- ③ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、事務手順書に基づき確実に実施する。

新（令和4年度）

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、システムを有効に活用し、協会のノウハウを最大限に活かした効果的なレセプト点検を推進する。
- ③ 支部策定の「レセプト点検員育成計画書」に基づく内容点検の質的向上や、高額査定事例の収集・共有化を図り、高点数レセプトを優先したスケジュールで、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■KPI: ⑦ 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※） $\text{査定率} = \frac{\text{レセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$

① 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

i) 柔道整復施術療養費

- ① 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を実施する。

旧（令和3年度）

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを有効に活用し、協会のノウハウを最大限に活かした効果的なレセプト点検を推進する。
- ③ 高額査定事例の収集・共有化を図り、高点数レセプトを優先したスケジュールで、効果的なレセプト点検を実施する。
- ④ 支部策定の「レセプト点検員育成計画書」に基づき、点検員の点検技術の底上げを図る。

■KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

■KPI: 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

(6) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ① 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を実施する。

新（令和4年度）

- ② 柔整審査会において厳格に内容審査を行うとともに、必要に応じて施術管理者への照会や注意喚起文書の送付、更には、面接確認委員会への呼び出しを実施する。
- ③ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について適正受診の促進を図る。

■KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

ii) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費

- ① 医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、統一的な審査手順に基づく事務処理の徹底を図る。
- ② 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後、**早期**に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。
- ② 保険証の未回収の多い事業所に対し、文書や電話、訪問により、**資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納**の徹底を依頼する。
- ③ 資格喪失時の保険証回収について、リーフレット等で広報するほか、届の提出先である年金事務所に対し、定期的に保険証回収の協力依頼を行う。

【困難度:高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加

旧（令和3年度）

- ② 柔整審査会において厳格に内容審査を行うとともに、必要に応じて施術管理者への照会や注意喚起文書の送付、更には、面接確認委員会への呼び出しを実施する。
- ③ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について適正受診の促進を図る。
- ④ 青森県柔道整復師会等と連携し患者への注意喚起・周知広報を実施することで、適正受診の向上を図る。

■KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

(7) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の適正化の推進

- ① 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。
- ② 不正疑い事案については、厚生局へ情報提供を行い、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等により強化を図る。
- ② 保険証の未回収の多い事業所に対し、文書や電話、訪問により、資格喪失時の保険証回収の徹底を依頼する。
- ③ 資格喪失時の保険証回収について、リーフレット等で広報するほか、届の提出先である年金事務所に対し、定期的に保険証回収の協力依頼を行う。

新（令和4年度）

することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

(8) 債権管理回収業務の推進

- ① 文書や電話、訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を積極的に活用するとともに、**費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、債権の早期回収及び回収率の向上を図る。**
- ② 資格喪失後受診の返納金債権について、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、確実な債権回収を図る。
- ③ 交通事故等の損害賠償金債権について、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案において、漏れなく適正に請求する。

【困難度:高】

令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※1)資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

(※2)社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

■KPI:返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

旧（令和3年度）

■KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

(9) 債権管理回収業務の推進

- ① 文書や電話、訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を積極的に活用するとともに、法的手続きによる回収を強化することにより、債権の早期回収に努める。
- ② 資格喪失後受診の返納金債権について、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、確実な債権回収を図る。
- ③ 交通事故等の損害賠償金債権について、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ④ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案において、漏れなく適正に請求する。

■KPI:返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。

新（令和4年度）

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ① 被扶養者資格確認リストの提出率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。
- ② 被扶養者資格確認リストの未提出事業所への電話や文書による提出勧奨を実施する。
- ③ 未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を
97.0%以上とする

(10) 業務改革の推進

現金給付業務等について、勉強会等による業務マニュアルに基づく統一的な事務処理の徹底、及び各職員の業務量・スキルに基づく柔軟・最適な事務処理の定着化に努め、職員の多能化及び生産性の向上を図る。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があるため、多くの時間を要することから、困難度が高い。

旧（令和3年度）

(10) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ① 被扶養者資格確認リストの提出率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。
- ② 被扶養者資格確認リストの未提出事業所への電話や文書による提出勧奨を実施する。
- ③ 未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を
95.8%以上とする。

(11) 業務改革の推進

現金給付業務等について、勉強会等による業務マニュアルに基づく統一的な事務処理の徹底、及び各職員の業務量・スキルに基づく柔軟・最適な事務処理の定着化に努め、職員の多能化及び生産性の向上を図る。

新（令和4年度）

2. 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を、計画前半の評価(中間評価)を踏まえ、着実かつ効果的、効率的に実施する。

「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

【上位目標】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を1.5%引き下げる。

【中位目標】

喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。

- ① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。
- ② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg 以上)の者を2割減少させる。
- ③ 空腹時血糖 160mg/dl(HbA1c 8.4%) 以上の者を2割減少させる。

【下位目標】

- ① 禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。
- ② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg 以上)の未治療者を減らす。
- ③ 空腹時血糖 160mg/dl(HbA1c 8.4%) 以上の未治療者を減らす。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ① 契約健診機関の少ない地域において、被保険者及び被扶養者を対象とした集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。
- ② 健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨(事業者健診データの取得)を行う。

旧（令和3年度）

2. 戦略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を、計画前半の評価(中間評価)を踏まえ、着実かつ効果的、効率的に実施する。

なお、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)のPDCA サイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

【上位目標】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を1.5%引き下げる。

【中位目標】

喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。

- ① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。
- ② Ⅲ度高血圧(180/110mmHg 以上)の者を2割減少させる。
- ③ 空腹時血糖 160mg/dl(HbA1c 8.4%) 以上の者を2割減少させる。

【下位目標】

- ・禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。
- ・Ⅲ度高血圧(180/110mmHg 以上)の未治療者を減らす。
- ・空腹時血糖 160mg/dl(HbA1c 8.4%) 以上の未治療者を減らす。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○ 健診実施率等の向上に向けた取組

- ・契約健診機関の少ない地域において、被保険者及び被扶養者を対象とした集合バス健診(検診車による出張健診)を実施する。
- ・健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨(事業者健診データの取得)を行う。

新（令和4年度）

- ③ 事業者健診データの取得率向上に向けて、**受診率の低い事業所に対して労働局との連名による提供依頼文書を送付し、更に外部委託により電話等による提供依頼を実施する。**
- ④ 被扶養者の特定健診実施率向上に向けて、**未受診者に対して**ナッジ理論やGISを活用し、効果的な受診勧奨を実施する。**また、事業主に協力を依頼し、被保険者を通じて事業主との連名による受診勧奨を実施する。**
- ⑤ 次年度 40 歳到達者(特定健診デビュー年齢対象者)に対する特定健診受診勧奨を実施する。
- ⑥ ショッピングセンター等における「まちかど健診」(特定健診)を実施する。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- 被保険者(40 歳以上)(実施対象者数: **190,198** 人)
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 **63.0%**(実施見込者数:**119,820** 人)
 - ・事業者健診データ 取得率 **11.4%**(取得見込者数: **21,620** 人)
- 被扶養者(実施対象者数: **48,879** 人)
 - ・特定健康診査 実施率 **33.5%**(実施見込者数: **16,370** 人)

- KPI:⑦ 生活習慣病予防健診実施率を **63.0%**以上とする
 - ① 事業者健診データ取得率を **11.4%**以上とする
 - ⑦ 被扶養者の特定健診実施率を **33.5%**以上とする

旧（令和3年度）

- 事業者健診データ取得率向上に向け、事業所に対するアンケートの実施及び提供手順書の作成・活用を行い、勧奨業務の外部委託と組み合わせる効果的な取得勧奨業務を実施する。
- 被扶養者の特定健診実施率向上に向け、ナッジ理論やGISを活用し、効果的な受診勧奨を実施する。
- 次年度 40 歳到達者(特定健診デビュー年齢対象者)に対する特定健診受診勧奨を実施する。
- ショッピングセンター等における「まちかど健診」(特定健診)を実施する。

- 被保険者(40 歳以上)(実施対象者数: 194,757 人)
 - 生活習慣病予防健診 実施率 61.5%(実施見込者数: 119,700 人)
 - 事業者健診データ 取得率 11.0%(取得見込者数: 21,420 人)
- 被扶養者(実施対象者数: 54,805 人)
 - 特定健康診査 実施率 31.5%(実施見込者数: 17,260 人)

(被保険者・被扶養者合計実施率: 63.5%)

- KPI:① 生活習慣病予防健診実施率を 61.5%以上とする
 - ② 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診実施率を 31.5%以上とする

新（令和4年度）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ① 健診機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ② ICTを活用した遠隔での初回面談の利用拡大を図る。
- ③ 好事例、効果、体験談等をまとめたチラシを活用し、特定保健指導利用勧奨を効果的に実施する。
- ④ ショッピングセンター等における「まちかど保健指導」を実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■被保険者(特定保健指導対象者数：28,290人)
 ・特定保健指導 実施率 31.7%(実施見込者数：8,954人)

■被扶養者(特定保健指導対象者数：1,530人)
 ・特定保健指導 実施率 24.2%(実施見込者数：370人)

■KPI:⑦ 被保険者の特定保健指導の実施率を31.7%以上とする
 ① 被扶養者の特定保健指導の実施率を24.2%以上とする

旧（令和3年度）

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- 特定保健指導の実施率向上に向けた取組
 - ・生活習慣病予防健診委託機関に働きかけ、健診当日の特定保健指導実施を推進する。
 - ・ICTを活用した特定保健指導を導入し、特定保健指導の利用拡大を図る。
 - ・好事例、効果、体験談等をまとめたパンフレットを作成・活用し、特定保健指導利用勧奨を効果的に実施する。
 - ・ショッピングセンター等における「まちかど保健指導」を実施する。

○被保険者(特定保健指導対象者数：28,500人)
 ・特定保健指導 実施率 25.7%(実施見込者数：7,320人)
 ○被扶養者(特定保健指導対象者数：1,484人)
 ・特定保健指導 実施率 22.0%(実施見込者数：326人)
 (被保険者・被扶養者合計実施率：25.5%)

■KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を25.7%以上とする
 ②被扶養者の特定保健指導の実施率を22.0%以上とする

新（令和4年度）

iii) 重症化予防対策の推進

- ① 事業所を通じて血圧値及び血糖値が重症域にある方に勸奨通知を送付するとともに、その後も受診が確認できない方に対して、外部委託も活用しながら受診勧奨(文書及び電話)を行う。
- ② 生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供し、生活習慣の改善や医療機関受診などの行動変容を促す。
- ③ **糖尿病性腎症重症化予防のため**、医師会との連携協定による重症化予防プログラムを実施する。

【重要度:高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 5,500人

■KPI:受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大・フォローアップの拡充により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

また、本部より示された健康宣言の取組の基本モデル等を踏まえ、支部で見直した宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツ(宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等を整理したもの)による健康宣言事業を新規登録事業所分から順次、実施する。

- ① 健康宣言未実施事業所への外部委託による文書及び電話勧奨、支部職員による訪問勧奨
- ② 健康宣言による事業所に対するインセンティブの充実および周知広報

旧（令和3年度）

iii)重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨

- ・事業所を通じて血圧値及び血糖値が重症域にある方に勸奨通知を送付し、医療機関への受診勧奨を行う。
- ・生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測等を情報提供し、生活習慣の改善や医療機関受診などの行動変容を促す。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・医師会との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。

■KPI:受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv)コラボヘルスの推進

「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

また、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- ① 健康宣言未実施事業所への文書及び訪問勧奨
- ② 健康宣言による事業所に対するインセンティブの充実および周知広報
- ③ 健康宣言事業所への事業所健康度診断書(事業所カルテ)の発行
- ④ 健康教育(身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からの新たなポピュレーションアプローチや、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策等について検討する

新（令和4年度）

- ③ 健康宣言事業所への事業所健康度診断書(事業所カルテ)の発行
- ④ 健康教育(身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からの新たなポピュレーションアプローチや、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策等についての検討
- ⑤ 青森県歯科医師会との連携による事業所を通じた歯科健診事業の実施(青森県が実施する「健康経営認定制度」へのステップアップ支援)

【重要度:高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■KPI: 健康宣言事業所数を 1,870 事業所以上とする

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシによるタイムリーな情報発信を毎月行うほか、新聞広告や Web 広告等も活用し、協会の事業や医療費分析結果等についての情報発信を行う。
- ② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。
- ③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞くとともに、ナッジ理論等を活用した、わかりやすく、加入者・事業主の行動変容に結びつく広報を行う。
- ④ 本部が作成した全支部共通のパンフレットや動画等の広報資材を活用した広報を行う。
- ⑤ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。
- ⑥ 健康保険委員表彰を実施する。
- ⑦ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や

旧（令和3年度）

■KPI: 健康宣言事業所数を 1,600 事業所以上とする。

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 支部ホームページやメールマガジンによるタイムリーな情報発信を継続する。
- ② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。
- ③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞くとともに、ナッジ理論等を活用した、わかりやすく、加入者・事業主の行動変容に結びつく広報を行う。
- ④ 本部が作成する全支部共通のパンフレットや youtube 等の動画を活用した広報を行う。
- ⑤ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。
- ⑥ 健康保険委員表彰を実施する。
- ⑦ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未選任事業所に対する勧奨を行う。

新（令和4年度）

未選任事業所に対する勧奨を行う。

- ⑧ 健康宣言の実施にあたり、健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。

■KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を **51.7%**以上とする

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

<課題分析>

- ① 本部より提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し、阻害要因を分析の上、施策の検討などを目指す。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ② 青森県薬剤師会等と連携して、公立病院等への広報を行う。
- ③ 青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成の上、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。
- ④ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記課題分析の結果に基づき、効果的なアプローチを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ⑤ 本部が年度内に実施するジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果を着実なものとするよう、広報誌やメールマガジン、**新聞**広告等あらゆる媒体を活用した周知広報を行う。
- ⑥ ジェネリック医薬品希望シール、Q&A、リーフレット等の配布、関係団体と連携した**セミナー等での説明**による、きめ細かな普及啓発を行う。

<その他の取組>

- ⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。
- ⑧ 医療機関・薬局へのアプローチをスムーズにするため、必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。

旧（令和3年度）

- ⑧ 健康宣言の実施にあたり健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。

■KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50.0%以上とする。

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

<課題分析>

- ・本部より提供される「ジェネリックカルテ」および「データブック」を活用し、阻害要因を分析のうえ施策の検討などを目指す。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・青森県薬剤師会と連携して公立病院等への広報を行う。
- ・青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成のうえ、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。
- ・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記課題分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。

<加入者へのアプローチ>

- ・本部が年度内に2回実施するジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果を着実なものとするよう、広報誌やメールマガジン、WEB 広告等あらゆる媒体を活用した周知広報を行う。
- ・ジェネリック医薬品希望シール、Q&A、リーフレット等の配布、関係団体と連携のうえ各研修会等での説明など、きめ細かな普及啓発を行う。

<その他の取組>

- ・青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。
- ・医療機関・薬局へのアプローチをスムーズにするため、必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。

新（令和4年度）

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を**年度末時点**で対前年度以上とする(※)医科、DPC、歯科、調剤

(4) インセンティブ制度の**着実な実施**

令和3年度の実施結果を迅速に検証するとともに、令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から**着実に実施する**。また、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

医療審議会や医療費適正化計画に係る懇話会へ参画し、現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、**両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて**、意見発信を行う。

② 医療提供体制に係る意見発信

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等へ積極的に参画し、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

③ 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

旧（令和3年度）

- KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を対前年度以上とする。(※)医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(4)インセンティブ制度の**実施及び検証**

令和2年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

(5)地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・医療審議会や医療費適正化計画に係る懇話会へ参画し、現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

② 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等へ積極的に参画し、協会における医療データの分析結果(医療費の地域差や患者の流出入状況等)や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

③ 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

新（令和4年度）

健康づくりに関する協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信を行う。

④ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

⑤ 各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。

⑥ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(6) 調査研究の推進

i) 本部との連携強化による医療費等分析

- ① 医療費等の適正化等に向けて、本部が作成した支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費等の地域差を中心に分析を行う。
- ② 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、青森県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。

旧（令和3年度）

・健康づくりに関する協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信を行う。

④ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

⑤ 各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。

⑥ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。

■KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

(6) 調査研究の推進

① 支部における医療費分析

・協会が保有するデータを活用し、加入者の受診傾向や医療費の動向等について地域別・職域別の分析を行う。また、地域別に分析する際にはGISを活用するなど視覚効果も取り入れる。

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</p> <p>iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表する機会となる本部主催の調査研究フォーラムや本部発行の調査研究報告書、各種学会等へ積極的に応募する。</p>	<p>② 外部有識者を活用した調査研究の実施 ・外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。</p> <p>③ 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施 ・分析成果等を発表するため、本部が主催する調査研究フォーラムや調査研究報告書、公衆衛生学会等へ積極的に応募する。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事・組織に関する取組</p> <p>i) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。</p> <p>ii) 人事評価制度の適正な運用 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>iii) OJTを中心とした人材育成 OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。</p> <p>(2) 内部統制に関する取組</p> <p>i) リスク管理</p> <p>① 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種リスクを想定した訓練を実施する。</p> <p>② 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティインシデント対処手順書に基づき、迅速かつ効率的な初動対応を行う。</p>	<p>3. 組織体制関係</p> <p>(1) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用 ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>③ OJTを中心とした人材育成 ・OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。</p> <p>(2) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・情報セキュリティ対策については、情報セキュリティインシデント対処手順書に基づき迅速かつ効率的な初動対応を行う。</p>

新（令和4年度）

- ③ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

ii) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

業務マニュアル等統一的処理ルールの順守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修およびコンプライアンスマニュアル・自己点検チェックシートを活用して、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

(3) その他の取組

i) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ① 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ② 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ③ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ④ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

ii) 次期業務システムへの円滑な移行と安定的な運用

令和5年1月に予定する次期業務システムのサービスインに向け、本部主催の研修や支部内での研修等を通じて、職員の新システムの操作方法等に関する理解度を高めるとともに、新旧システムの切り替え時における対応を適切に行うことにより、加入者等へのサービス低下が生じることのないよう、稼働後の安定的な運用を図る。

旧（令和3年度）

- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

② コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

- ・ 業務マニュアル等統一的処理ルールの順守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修等およびコンプライアンスマニュアル・自己点検チェックシートを活用してコンプライアンスのさらなる徹底を図る。

(3) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

